

公募型プロポーザルの公告

タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年10月15日

酒田市長 矢口明子

1 業務の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 酒田市タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「酒田市タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務仕様書」のとおり |
| (3) 契約方法 | 公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で委託契約を締結するものとする |
| (4) 履行期間 | 契約の締結の日から令和12年3月31日まで
ア システム導入構築
契約締結日から令和7年3月31日まで
イ システム運用保守業務
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 企画提案書の提出までに、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する競争入札参加者登録簿（令和5年・6年）において、業種コード6「OA機器・情報処理」細目コード2「情報処理」に登載されていること。
- (4) 参加表明書等の提出期限の日までに、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (5) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 企業としてセキュリティ管理システムが十分に確立されている証明として、プライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

3 参加手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「酒田市タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）5に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領9に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 失格要件

実施要領13（5）のいずれかに該当した場合、失格又は審査の対象から除外する。

6 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領11に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

7 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ (<https://www.city.sakata.lg.jp/>) に掲載する。

8 担当課

酒田市総務部人事課

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2-45

電話：0234-26-5703

E-mail：jinji@city.sakata.lg.jp